

輪島市監査公表第 7 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、  
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成23年1月24日

輪島市監査委員 向 憲 龍

輪島市監査委員 坂 下 幸 雄

# 定期監査結果報告

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

## 2 監査実施日及び監査対象課

平成23年1月7日（金） 商工業課

## 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

## 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度の監査資料（平成22年4月から11月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

## 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○商工業課の業務は、商工業の振興、企業誘致及び不況対策と多岐にわたっている。基幹産業である輪島塗業界の応援については「漆の香るまちづくり」事業が順調に伸びていくように、漆器購入後の使用状況調査等により広く市民へ知らせることは大切なことである。

○企業誘致については、最初の手続きに始まり、誘致後の経営等が順調にいくための応援をお願いしたい。

○定住促進奨励金制度については、対象者の交付期間終了後の転出状況を確認しているとの説明を受けた。今後は、転出した理由等の事情についても調査する必要があるとともに、奨励金が受けられなくなっても本市で生活し、職を持つことが真の定住と言えるのではないかと思われる。交付終了から数年以上経過した方を対象に、継続的な実態調査を行うことを検討していただきたい。併せて、市外出身者（Iターン者）から見た本市について意見・提言を募り、地元には気付かない魅力や弱点を把握することで、今後の定住需要の拡大に繋げる努力も行なう必要がある。

○市街地の高齢者が買い物難民とならないような対策については、のらんげバス・おでかけバスの利用と商店街の協力を併せて、関係各課による協議の場を設け、他にどのような手段が適当かを掘り下げて議論していただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

# 定期監査結果報告

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

## 2 監査実施日及び監査対象課

平成23年1月7日（金） 総務課

## 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

## 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度の監査資料（平成22年4月から11月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

## 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○総務課の業務は、特別職をはじめ職員の定数や人事管理、市議会の議案の作成、防災対策に関すること及び市長・副市長の日程管理等多岐にわたっており大変である。

○市長以下全職員への出張旅費支給に関しては、経費削減と実情を踏まえ支給額について定期的に精査見直し・検討が必要と思われる。

○姉妹都市である萩市との交流事業について、今後とも継続し互いの良さを認め合い友好・発展していくためには、更に事業内容の工夫をしていくことが求められる。

○災害に対する備えについては、市民の安心・安全のための事業を積極的に推し進め、自主防災に対しても地域の実情に応じて対処をお願いする。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

# 定期監査結果報告

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

## 2 監査実施日及び監査対象課

平成23年1月7日（金） 議会事務局

## 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

※坂下 幸雄 監査委員については、地方自治法第199条の2の規定により  
除斥した。

## 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度の監査資料（平成22年4月から11月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

## 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○議会事務局の業務は、市議会議員に関すること、本会議及び委員会に関することがある。前回の定期監査でも指摘したが、政務調査費については現時点で規則の改正はされていないことと、3月議会定例会に領収書の添付の義務化を含め改正の具体案を出すようにしていくとの説明を受けたところであるが、是非改善へ向けて進展していただきたい。

○行政視察を受ける場合は、市内に宿泊することを条件としている等対応について大変努力されていることが認められる。また、議会運営に係る先進地への視察研修結果についての説明を受けたところであるが、今後ともより良い成果を期待している。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。